

# ご存じですか？

(平成20年8月改訂版)



平成17年6月21日から種苗法に基づく

## 「指定種苗の表示」

が変わります！



信頼性の向上

## ○指定種苗制度の目的

種苗が、外観からだけでは品種の識別や品質の判定が困難であることから、適正な表示によって識別を容易にし、種苗流通の適正化を図ります。

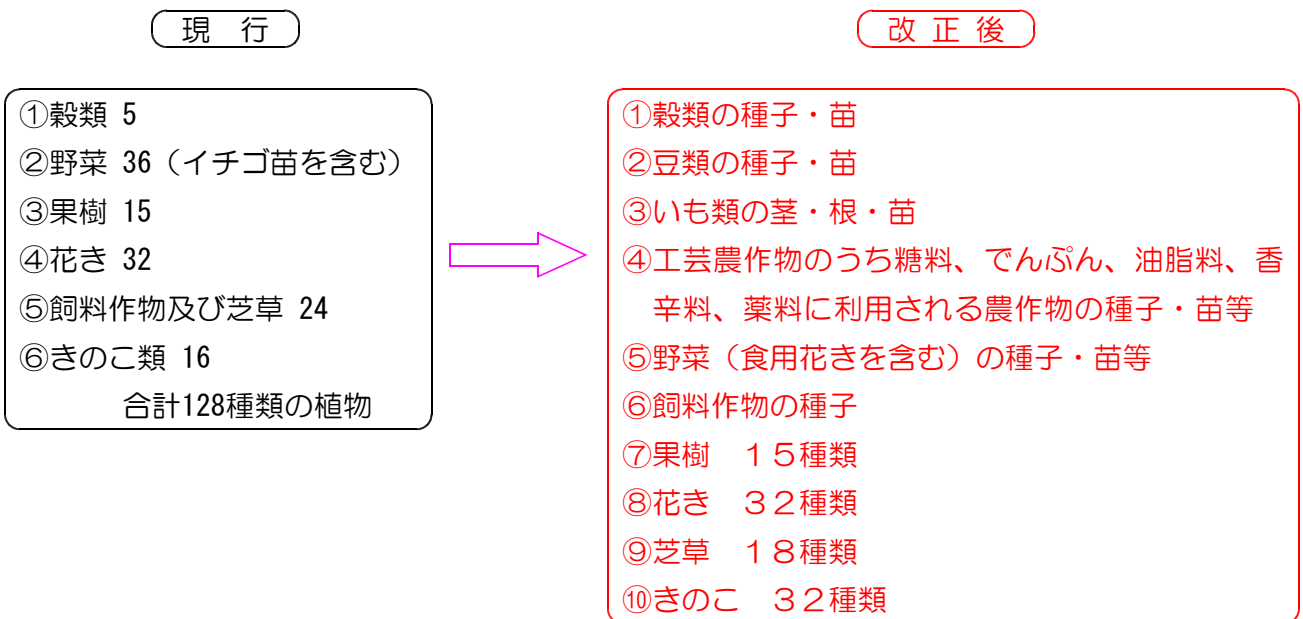
## ○改正の背景

食の安全・安心を確保するために、農薬取締法に基づく「農薬使用基準を定める省令」が改正されたことにより、農薬使用者には、農薬に含まれる有効成分の種類ごとの総使用回数を超えてはならないなどの義務が生じ、違反した場合には罰則がかけられることになりました。

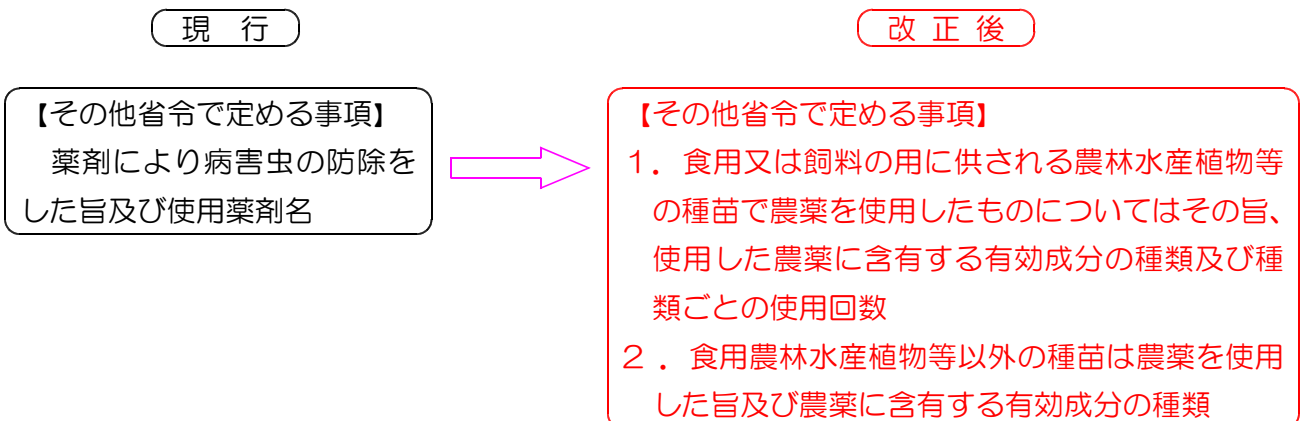
このため、種苗に使用した農薬使用履歴を生産者等に確実に伝達する仕組みが必要となりました。

## ○改正の内容

### 1. 指定種苗の範囲が拡大されました（食用農林水産植物等は全てが対象）。



### 2. 農薬使用に係る表示内容が変わります（食用農林水産植物等は有効成分名と使用回数を表示）。



注：①農薬の容器に使用時期・使用態様が記載されている場合は当該区分ごとの使用回数を表示する。

②果樹等多年生植物の苗木・穂木は非食用扱いとする。

## ○種苗業者について

野菜等の苗を生産し、販売している方も新たに種苗業者になります！  
また、販売先によっては「種苗業者の届出」を提出する必要があります！

1. 種苗業者は、指定種苗を販売する場合には表示をしなければならない。

「種苗業者」とは、指定種苗の販売を業とする者をいい、種苗会社や個人、農業法人、農協、スーパー、ホームセンターなどがこれにあたります。

また、販売を目的として種苗を生産している農家も種苗業者です。

区 分	定 義	種 苗 業 者	販 売 先	指定種苗の 表 示 義 務	種苗業者 届出義務
種苗業者	指定種苗の販売を業とする者	・卸売業者（種苗会社、JA、指定種苗生産農家 など）	種苗業者	あり	あり
		・小売業者（スーパー、ホームセンターなど） ・JA等 ・指定種苗生産農家等	種苗業者以外の者（農家、一般家庭等）		なし
		・都道府県	指定なし		

注：「業とする」とは、ある者が同種の行為を反復継続することをいいます。

2. 種苗業者は原則的に届出が必要です。しかし、農家や一般家庭等のみに直接販売する「小売業者」は、例外的に届出が不要です。

また、「種苗業者届出書」は、営業開始後2週間以内に、農林水産大臣に提出しなければなりません（届出事項に変更が生じた場合も同様です）。



## ○新たに「指定種苗」となるものは？

これからは、種子に加えて「苗」なども対象となります！

追加されるものの例：

### ○トマト、なすなどの野菜の苗

スーパーやホームセンターなどの小売店で販売する野菜苗も表示が必要です。

農家等が苗を生産し販売する場合も表示が必要です。

（注）ハーブのうち、ミントなど食用に供されるものやローズマリーのように香辛料として使用されるものも今回新たに追加されます。

### ○水稻の苗

JA等の水稻育苗施設で生産された苗も表示が必要です。

### ○ばれいしょの種いも、さつまいも、サトウキビの苗

食用の他、加工用のばれいしょ、さつまいも、サトウキビを生産するための種いもや苗にも表示が必要です。

## ○「指定種苗」の販売には表示が必要！

### 〔表示事項〕

1. 表示をした種苗業者の氏名（法人は名称）及び住所
2. 種類及び品種（接木した苗木（果樹）は、穂木及び台木の種類と品種）
3. 生産地（国内産は都道府県名、外国産は国名）
4. 種子については、採種の年月（又は有効期限）及び発芽率
5. 数量（重量、体積、本数、個数等）
6. その他省令で定める事項

（3）種菌については、製造の年月及び有害菌類（トリコデルマ）の有無

### ※今回改正されたもの

（1）食用農林水産植物等の種苗に農薬を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数

注：農薬の容器・包装に使用時期・使用態様ごとに記載されている場合は、区分毎の使用回数

（2）食用農林水産植物等以外の農作物の種苗であって農薬により病害虫の防除をしたものについては、その旨及び使用した農薬に含有する有効成分の種類

注：果樹、花き、芝草の表示は、使用した農薬の表示方法が変更となる以外はこれまでどおりです。

### 〔表示方法は次のいずれか〕

- ①包装に表示
- ②種苗に添付する証票に表示
- ③バラ売り等の場合は、掲示その他見やすい方法により表示



## ○「農薬使用基準」とは

農薬取締法に基づき、安全が確保される適正な使用方法を、使用者が遵守すべき「農薬使用基準」として農林水産省・環境省令で定めています。

農薬の使用は、そのラベルに書いてあることを守るのが基本ですが、特に食用農作物などに対して使用する場合は、

- ①その農薬に適用がない作物へは使用しないこと
- ②定められた使用量又は濃度を超えて使用しないこと
- ③定められた使用時期を守ること
- ④定められた総使用回数以内で使用すること

を遵守義務とし、違反した場合には罰則がかけられます。

## ○指定種苗の表示例

### 種子袋の表示

(種類) トマト (品種名) ○○号			
生産地	○○県	数量	○○ml
採種年月	平成○○年○月		
発芽率	○年○月現在 %		
○○種苗株式会社			
○○県○○市○○町○丁目○○			

〔農薬使用に関する表示例〕

例① ○○処理済 種子粉衣 ●回

例② ○○○○○○ ●回使用

例③ 使用した農薬  
○○○・△△ 各●回  
(農薬名□□)

注：○○、△△には使用農薬の有効成分名を記述して下さい。

種子に使用  
した農薬

### 苗の表示



(種類) トマト  
品種名○○  
生産地○○県

〔農薬使用に関する表示例〕

使用した農薬

○○○○ 種子粉衣 ●回

△△△△ 土壌混和 ○回

□□□□ 散布 ○回

○○種苗株式会社  
○○県○○市○○町○丁目○○

苗生産に使用  
した農薬

注：①苗生産・販売業者は、種子に使用された農薬も併せて表示します。

②苗業者が他の種苗業者に販売する場合は、表示事項を納品書へ添付又は輸送箱への貼付などの方法により伝達することもできます。

③店頭において苗を販売する場合は、掲示その他見やすい方法で表示することもできます。

## ○改正後の「指定種苗」の区分と種類

※色字が改正された部分です。

区 分	種 類
穀類の種子・苗	例：稲、大麦、はだか麦、小麦、そば、きび、あわ、・・・他
豆類の種子・苗	例：大豆、小豆、緑豆、・・・他
いも類の茎・根・苗	例：ばれいしょ、さつまいも、さといも、ナガイモ、・・・他
工芸農作物のうち、糖料、でんぷん、油脂料、香辛料、薬料に利用される農作物の種子・苗・穂木・茎・根	例：さとうきび、テンサイ、ステビア、こんにゃく、ゴマ、ベニバナ、セイヨウナタネ、ヒマワリ、・・・他
野菜（食用花きを含む）の種子・苗・穂木・台木・茎・根・葉・芽  注）葉などを直接食べるミント等はここに含まれます。	例：アスパラガス、いちご、いんげんまめ、えだまめ、えんどう、おくら、かぶ、かぼちゃ、からしな、カリフラワー、キャベツ、きゅうり、ごぼう、在来なたね、しゅんぎく、すいか、セロリー、そらまめ、だいこん、たまねぎ、とうがらし、とうもろこし、トマト、なす、にら、にんじん、ねぎ、はくさい、パセリ、ブロッコリー、ほうれんそう、みつば、めキャベツ、メロン、ゆうがお、レタス、・・・他
飼料作物の種子	例：あかクローバー、アルファルファ、イタリアンライグラス、えん麦、オーチャードグラス、かぶ、ケンタッキーブルーグラス、しば、しろクローバー、スムーズブロムグラス、ソルガム、ダリスグラス、チモシー、とうもろこし、トールフェスク、バヒアグラス、ペレニアルライグラス、ベントグラス、メドウフェスク、リードカナリーグラス、レッドトップ、レッドフェスク、れんげ、ローズグラス、飼料用稲、・・・他
果 樹 (15)	あんず、いちじく、うめ、おうとう（かんかおうとう、さんかおうとう、ちゅうごくおうとうに限る）、かき、かんきつ、キウイフルーツ、くり、くるみ、すもも、なし、びわ、ぶどう、もも及びりんごの苗木及び穂木
花 き (食用を除く) (32)	種子 きんぎょそう、きんせんか、さくらそう、サルビア、シクラメン、シネラリア、ストック、はなな、はぼたん、パンジー、ひなぎく、まつばぼたん、マリーゴールド、りんどう及びペゴニア 球根 ペゴニア、アイリス、アマリリス、グラジオラス、すいせん、ダリア、チューリップ、フリージア及びゆり 苗 りんどう、カーネーション、きく、シンビジウム、デンドロビウム及びマーガレット（シンビジウム及びデンドロビウムは組織培養により生産されたものに限る） 苗木 つつじ、つばき、ぼたん及びばら 穂木 ばら
芝 草 (18)	あかクローバー、イタリアンライグラス、オーチャードグラス、ケンタッキーブルーグラス、しば、しろクローバー、スムーズブロムグラス、ダリスグラス、チモシー、トールフェスク、バヒアグラス、ペレニアルライグラス、ベントグラス、メドウフェスク、リードカナリーグラス、レッドトップ、レッドフェスク及びローズグラスの種子
きのこ (32)	あらげきくらげ、うすひらたけ、えのきたけ、エリンギ、おおひらたけ、きくらげ、きぬがさたけ、くりたけ、くろあわびたけ、こむらさきしめじ、しいたけ、しろたもぎたけ、たまちよれいたけ、たもぎたけ、つくりたけ、とんびまいたけ、なめこ、におうしめじ、ぬめりすぎたけ、はたけしめじ、はなびらたけ、ひめまつたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、ぶなはりたけ、ほんしめじ、まいたけ、まんねんたけ、むきたけ、むらさきしめじ、やなぎまつたけ及びやまぶしたけの種菌

## ○種苗業者の届出（様式：A4タテ1枚）

### 種苗業者届出書（変更）

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

種苗法第58条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

（注：変更の場合は下線部を第2項として下さい）

記

- 1 住所
- 2 氏名
- 3 取り扱う指定種苗の種類
- 4 営業所の所在地

（記入に当たっての注意）

1. 住所、氏名の欄については、上段に届出者を記入し、記の欄には指定種苗業者として届出をする者を記入してください。  
なお、氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
2. 変更届出の場合、赤字の部分を加筆・修正し、記については当該変更項目の上段に旧を、下段に新を記入して下さい。
3. 記の3の「取り扱う指定種苗の種類」については、野菜、花き等の作物区分を届け出て下さい。  
（取り扱う指定種苗の種類の記入例：穀類、いも類、野菜、花き、・・・等）  
同一種類内での作物の増減については変更事項に該当しないので、変更の届出は不要です。  
なお、今回の改正により「取り扱う指定種苗の種類」の区分に変更が生じる場合は変更届が必要です。
4. 指定種苗の販売事業を廃止した場合にあっては、上記変更届出の書式に準じて廃止届出を提出して下さい。（注：表題を「種苗業者届出（廃止）」とする。）
5. 種苗業者届出書は、農林水産省HPから印刷して頂くか、A4タテ1枚で作成し所要事項を記入の上、下記のあて先に提出して下さい。

6. 提出先

〒100-8950  
東京都千代田区霞ヶ関1-2-1  
農林水産省生産局知的財産課 種苗産業班あて

## ○表示義務違反には罰則があります！

- ・表示義務に違反した種苗業者には、表示の変更命令や販売禁止命令がだされる場合があります。また、虚偽の表示をした場合には罰則の対象にもなります。
- ・表示検査や品質検査は、独立行政法人（種苗管理センター又は家畜改良センター）及び都道府県が行います。なお、農林水産省が直接行う場合もあります。

## ○その他、留意すべき点があります！

- ・表示する農薬の使用回数は、種子、苗等に使用した有効成分の回数をいい、採種のための栽培期間中の回数はカウントしません。例えば、種子は採種（収穫）、イチゴ苗はランナーを、サツマイモ苗は茎を切ったあとから、使用した農薬の回数を表示をしてください。
- ・苗生産業者は、種子に使用された農薬も併せて表示する必要があります。
- ・海外から輸入した種苗についても、使用した農薬の使用履歴を表示する必要があります。
- ・苗生産地が複数の県にまたがる場合は、生育期間が最も長い県を生産地とします。また、輸入された苗の生産地の表示は、国内で育成したとしても輸出国名を表示してください。
- ・野菜の接ぎ木苗については、台木と穂木としての表示は不要です。農薬の使用回数については台木と穂木それぞれに使用されている回数を記入してください。ただし、同一農薬をそれぞれに使用した場合は、回数の多い方を表示します。
- ・果樹等の多年生植物の苗木や穂木は、非食用扱いとなるため農薬により病害虫の防除をした場合は有効成分名を表示します。
- ・主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆）の種苗については、別途「品種特徴表示基準」が定められています。なお、種苗業者に対する表示指導や命令等は、都道府県知事が行います。
- ・主な野菜の種子については、別途「指定種苗の生産等に関する基準」が定められています。
- ・その他、詳細については農林水産省のホームページに掲載していますので、ご確認ください。



〔指定種苗制度に関する問い合わせ先〕

農林水産省生産局知的財産課 種苗産業班

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL:03-(3502)-8111(代) 内線4862

ホームページアドレス <http://www.maff.go.jp/seisan.html>（農林水産省）

\*このパンフレットは、平成17年3月に作成したものの改訂版です。

（平成20年8月作成）